

## 雇用保険の適用拡大等について(1/2 頁)

～ 平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～

### 雇用保険の適用拡大について

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成 28 年 12 月末までは、「高年齢継続被保険者」（※ 1）となっている場合を除き適用除外です。）。

#### ○ 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※ 2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※ 3）してください。



雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月 10 日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

#### ○ 平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

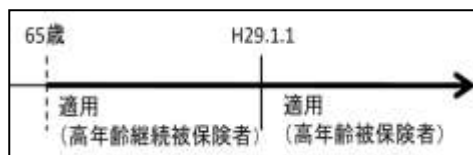
雇用保険の適用要件（※ 2）に該当する場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※ 4）してください。



平成 29 年 1 月 1 日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月 10 日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

#### ○ 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者（※ 1）である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。



- （※ 1）65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。  
 （※ 2）1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあること。  
 （※ 3）被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに提出してください。  
 （※ 4）提出期限の特例があります。平成 29 年 3 月 31 日までに提出してください。

#### 【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業安定課雇用保険係  
 電話：043-221-4082 FAX：043-202-5140

## 雇用保険の適用拡大等について(2/2 頁)

～ 平成 29 年 1 月 1 日より、65 歳以上の被保険者も各給付金の対象となります ～

### 高年齢求職者給付金について

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給されます。

### 育児休業給付金、介護休業給付金について

平成 29 年 1 月 1 日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

### 教育訓練給付金について

平成 29 年 1 月 1 日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成 28 年 12 月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が 1 年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

(参考) 雇用保険の適用拡大等について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>

#### Q&A

Q 65 歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要がありますか。

A 保険料の徴収は、平成 31 年度までは免除となります。保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【雇用保険料率について】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【参考】平成28年度 雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分	備 考
一般の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	農林水産・清酒製造業は $\frac{13}{1000}$ 、建設業は $\frac{14}{1000}$

#### 【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業安定課雇用保険係

電話：043-221-4082 FAX：043-202-5140